

垂井町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)



令和6年3月

垂井町

目次

第1章 背景	1
1 地球温暖化対策の国内外の動き	1
第2章 基本的事項	7
1 計画の目的	7
2 計画の基準年度及び期間	7
3 計画の対象範囲	7
4 計画の位置づけ	10
第3章 温室効果ガス排出量の状況等	11
1 二酸化炭素排出量の推移	11
2 部門別の温室効果ガス排出量の推移	14
3 課題と今後の方向性	21
第4章 温室効果ガス排出量の削減目標	22
1 温室効果ガスの削減ポテンシャル（将来見通し）	22
2 削減目標	24
第5章 温室効果ガス排出量の削減に向けた取組	25
1 再生可能エネルギーの導入と活用	25
2 省エネルギー化の推進と対策の徹底	26
3 次世代自動車の導入	31
4 ごみ排出抑制と資源循環の推進	31
第6章 計画の推進と進行管理	33
1 推進体制と役割	33
2 点検・評価・見直し体制	34
3 実施状況の公表	34
資料編	35
用語解説	35

【注意事項】

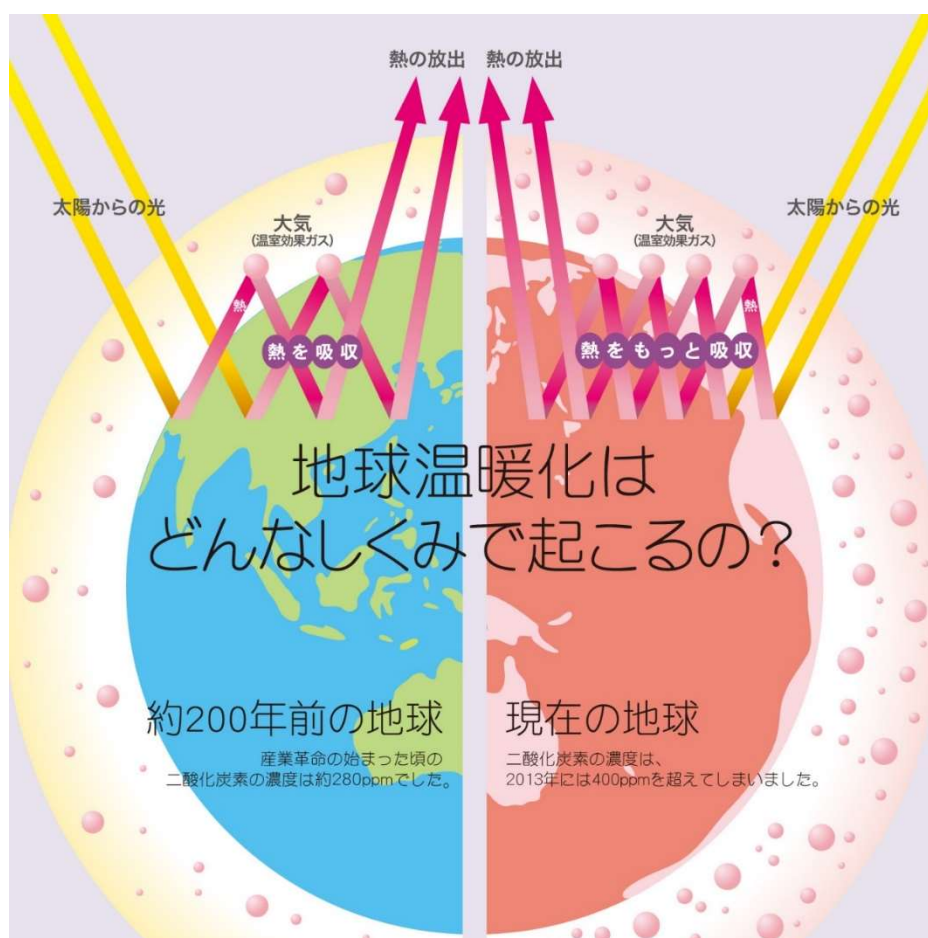
表やグラフ中に記載されている排出量等の数値は、四捨五入で端数処理を行った数値であるため、合計値が、表示されている合計値と合わない場合があります。

第1章 背景

1 地球温暖化対策の国内外の動き

(1) 気候変動の影響

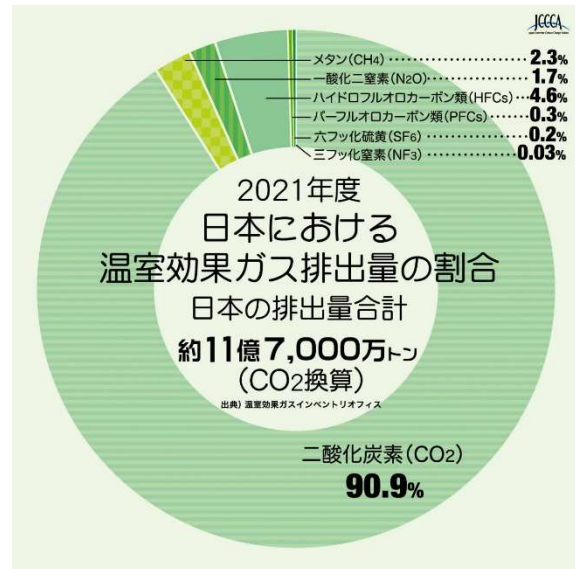
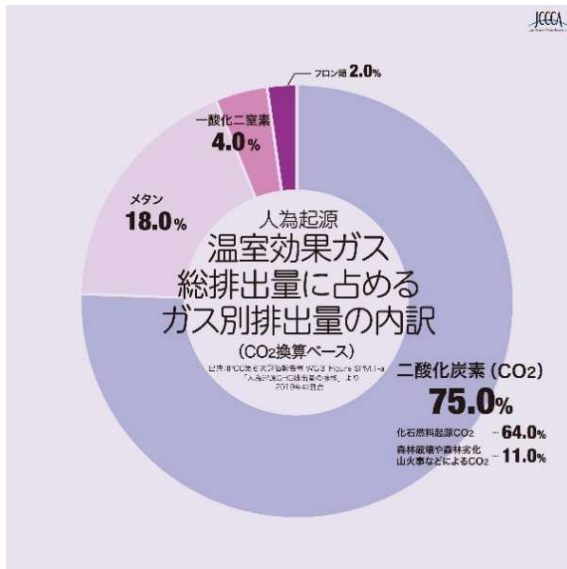
地球の表面は太陽によって暖められ、そこから放射される熱を大気中の温室効果ガスが吸収することにより大気が暖められています。この数世紀の間に産業活動が活発になり、温室効果ガスが大量に排出されて大気中の濃度が高まり熱の吸収が増えた結果、地球の平均気温が上昇し始めています。これが地球温暖化です。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>) より作成

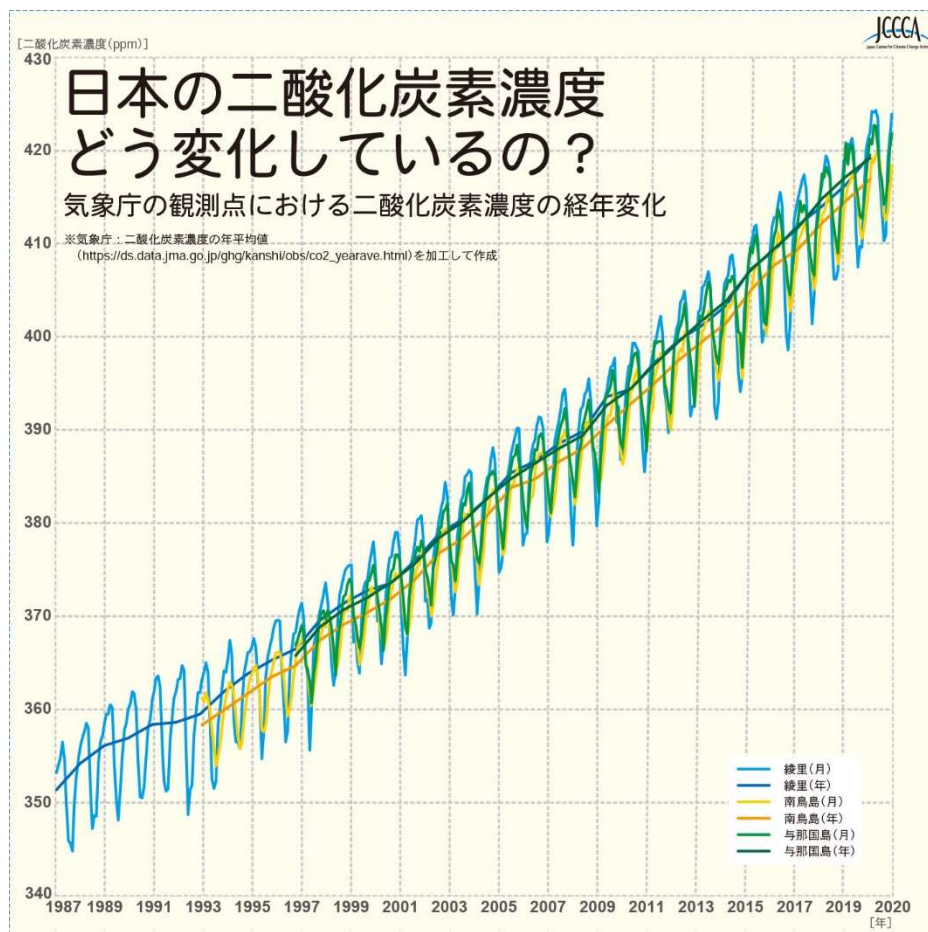
図 1-1 地球温暖化のメカニズム

温室効果ガスには、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、フロン類など様々なものがあります。中でも CO₂ は、石炭、石油、天然ガスなど化石燃料が燃焼されることで大気中に排出されますが、18 世紀に始まった産業革命以降は、これら化石燃料の使用量が急増しています。さらに、大気中の CO₂ の吸収源である森林が減少しています。結果として大気中の CO₂ は年々増加しており、地球温暖化に及ぼす影響が最も大きな温室効果ガスとなっています。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>) より作成

図 1-2 世界と日本の温室効果ガス排出量に占めるガス別割合



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>) より作成

図 1-3 日本の二酸化炭素濃度の推移

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021（令和3）年8月には、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>) より作成

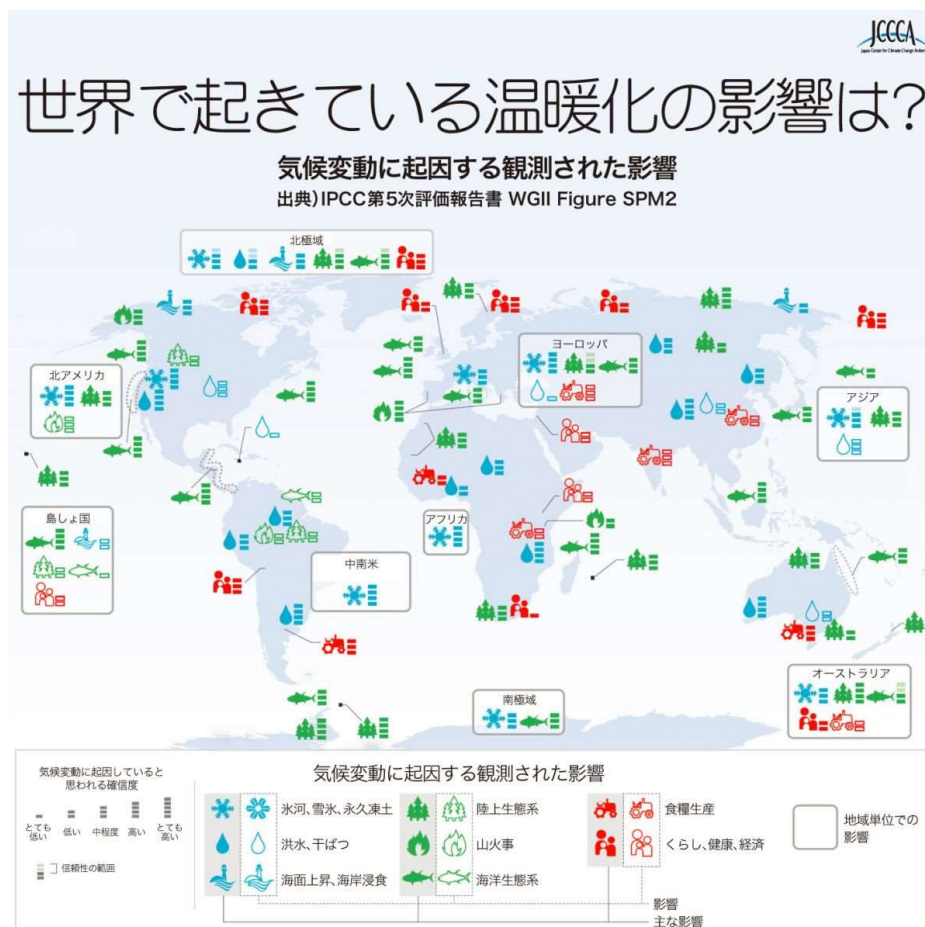
図 1-4 地球温暖化による主要なリスク

(2) 国際的な動き

2015（平成 27）年 11 月から 12 月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21（第 21 回気候変動枠組条約締約国会議）が開催され、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書 I 国（いわゆる先進国）と非附属書 I 国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5 年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018（平成 30）年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、二酸化炭素排出量を 2050（令和 32）年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050（令和 32）年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。









出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org>) より作成

図 1-5 世界で起きている温暖化の影響

(3) 国内の動き

2020（令和2）年10月、我が国は、「2050（令和32）年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」すなわち、「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。翌2021（令和3）年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030（令和12）年度の温室効果ガスの削減目標を2013（平成25）年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

2021（令和3）年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050（令和32）年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030（令和12）年度において、温室効果ガスを2013（平成25）年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。さらに、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030（令和12）年度までに50%削減（2013（平成25）年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

各国の削減目標		
国名	削減目標	今世紀中頃に向けた目標 ネットゼロ ^(*) を目指す年など <small>(注) 温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするなど</small>
 中国	GDP当たりのCO ₂ 排出を 2030年までに 65% 以上削減 <small>※CO₂排出量のピークを 2030年より前にすることを旨とする (2005年比)</small>	2060年までに CO ₂ 排出を 実質ゼロにする
 EU	温室効果ガスの排出量を 2030年までに 55% 以上削減 <small>(1990年比)</small>	2050年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする
 インド	GDP当たりのCO ₂ 排出を 2030年までに 45% 削減 <small>(2005年比)</small>	2070年までに 排出量を 実質ゼロにする
 日本	2030年度 において 46% 削減 (2013年比) <small>※さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく</small>	2050年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする
 ロシア	2030年までに 30% 削減 (1990年比)	2060年までに 実質ゼロにする
 アメリカ	温室効果ガスの排出量を 2030年までに 50-52% 削減 <small>(2005年比)</small>	2050年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする

各国のNDC提出・表明等、表現のまま掲載しています（2022年10月現在）

出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト（<https://www.jccca.org/>）より作成

図 1-6 各国の削減目標

(4) 本町の動き

本町では、2018（平成30）年3月に、2018（平成30）年度から2027（令和9）年度までの10年間の計画期間とし、町が取り組む施策の基本となる「垂井町第6次総合計画」を策定しました。

計画期間の中間年度である2022(令和4)年度に前期5年間を評価し、2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの後期5年計画を策定しました。後期5年計画の中で、環境に関して、エコドームの更なる活用や3R (Reduce、Reuse、Recycle) の推進のほかにSDGs（持続可能な開発目標）やカーボンニュートラルなど地球温暖化対策での新しい取組についても周知し、住民一人ひとりが環境保全への意識を持ち、できることから始めるという意識を広めていくことを課題としました。また、本町の豊かな自然環境を永続的に保存するために、3R の推進によるごみの減量化や再資源化（リサイクル）だけでなく、気候変動への適応や再生可能エネルギーの導入促進、循環型社会へのシフトなど、環境保全全般の視点から住民行動の促進を図ることとしました。

2019（令和元）年度に移転した新庁舎では、全ての照明をLED化し、電気自動車の急速充電設備を庁舎敷地内に設置するなど、カーボンニュートラルに向けた取組を推進しています。

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」といいます。）第21条では、地方公共団体は、地球温暖化対策計画に即して、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画を策定するものとしています。

これを踏まえて、本町においても「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指します。

第2章 基本的事項

1 計画の目的

垂井町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「本計画」といいます。）は、温対法第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、垂井町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

2 計画の基準年度及び期間

本計画は、国の「地球温暖化対策計画」に合わせて、基準年度を2013（平成25）年度、目標年度を2030（令和12）年度とし、計画期間は2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までの7年間とします。

なお、計画期間内であっても、地球温暖化対策に関する国の計画の改定等を踏まえて、必要に応じて見直しを検討します。

3 計画の対象範囲

（1）対象とする温室効果ガス

本計画では、表2-1に示す温室効果ガスを対象とします。

なお、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふつ化硫黄（SF₆）及び三ふつ化窒素（NF₃）については、排出量全体に占める割合が極めて小さいと考えられることから、対象外とします。また、メタン及び一酸化二窒素については、排出の実態を把握することが困難であることから、対象外とします。

表 2-1 温室効果ガスの種類と主な排出源

温室効果ガスの種類	主な排出源	計画の対象
二酸化炭素（CO ₂ ）	電気の使用	○
	燃料の使用（ガソリン、軽油、灯油、A重油、LPG、都市ガス）	
	一般廃棄物中の廃プラスチックの焼却	
メタン（CH ₄ ）	自動車の走行	—
	下水・し尿の処理	
	一般廃棄物の焼却	
	家畜の飼養・糞尿の処理	
一酸化二窒素（N ₂ O）	自動車の走行	—
	下水・し尿の処理	
	一般廃棄物の焼却	
ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）	自動車用エアコンの使用等	—
パーフルオロカーボン類（PFCs）	半導体素子等の製造等	—
六ふつ化硫黄（SF ₆ ）	電気機械器具や半導体素子等の製造等	—
三ふつ化窒素（NF ₃ ）	半導体素子等の製造等	—

(2) 対象とする施設・設備

本計画の対象とする事務・事業の範囲は、表 2-2 に示す範囲とします。

なお、指定管理者制度により施設運営を外部に委託している施設であっても、施設の所有権は本町にあるため、本計画の対象とします。

表 2-2(1) 対象とする施設

所管課	施設名称
総務課	垂井町役場
	蜂焼倉庫
	庁舎東館
	垂井町役場（旧）
企画調整課	垂井地区まちづくりセンター
	東地区まちづくりセンター
	宮代地区まちづくりセンター
	表佐地区まちづくりセンター
	栗原地区まちづくりセンター
	府中地区まちづくりセンター
	岩手地区まちづくりセンター
	消防団施設
健康福祉課	保健センター
	生きがいセンター
	老人福祉センター
	デイサービスセンター
	けやきの家
子育て推進課	垂井こども園
	垂井東こども園
	宮代こども園
	表佐こども園
	府中こども園
	岩手こども園
	いずみの園
	東小学校留守家庭児童教室
	府中幼稚園
	合原幼稚園
	垂井東保育園
	垂井西保育園
	垂井幼稚園
	表佐幼稚園
	岩手幼稚園
宮代幼稚園	

注：網掛けは、基準年度（2013（平成 25）年度）～2023（令和 5）年度までに廃止または移設した施設です。

表 2-2(2) 対象とする施設

所管課	施設名称
住民課	クリーンセンター
	エコドーム
	斎場
都市計画課	駅周辺施設
産業課	農村婦人の家
上下水道課	上水道施設
	簡易水道施設
	北部第一農業集落排水処理施設
	伊吹農業集落排水処理施設
	浄化センター
学校教育課	垂井小学校
	東小学校
	宮代小学校
	表佐小学校
	合原小学校
	府中小学校
	岩手小学校
	不破中学校
	北中学校
	学校給食センター
生涯学習課	文化会館
	タライピアセンター
	朝倉運動公園
	勤労青少年ホーム
	南体育館
	青莪記念館
	北部グラウンド
	中央公民館

注：網掛けは、基準年度（2013（平成 25）年度）～2023（令和 5）年度までに廃止または移設した施設です。

4 計画の位置づけ

本計画は、温対法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、国の地球温暖化対策計画及び垂井町第 6 次総合計画に即して策定し、温室効果ガス排出量削減のための取組や推進体制については、関連計画との整合・連携を図ります。

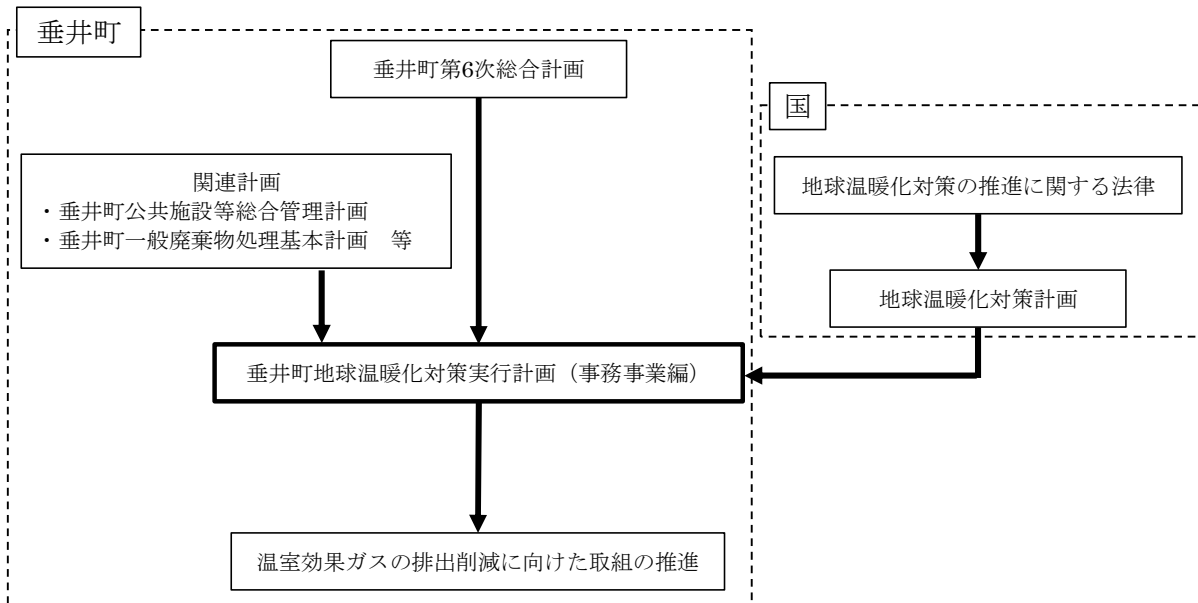


図 2-1 計画の位置づけ

第3章 温室効果ガス排出量の状況等

1 二酸化炭素排出量の推移

(1) 部門別の二酸化炭素排出量

本町の部門別の二酸化炭素排出量の推移を表 3-1 及び図 3-1 に示します。

部門は、排出源に合わせて「業務その他部門」、「運輸部門」、「廃棄物部門」に区別しました。

「業務その他部門」は、事務所や学校、廃棄物処理施設等、施設内の電気や燃料の消費に伴う二酸化炭素の排出、「運輸部門」は、公用車の燃料の消費に伴う二酸化炭素の排出です。

また、「廃棄物部門」は、一般廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素の排出です。

本町の二酸化炭素排出量は、基準年度である 2013（平成 25）年度と比べて、2022（令和 4）年度は、27 t-CO₂（0.3%）減少しました。

温室効果ガスの排出源としては、いずれの年度も業務その他部門が全体の 47%以上を占め、次いで廃棄物部門が、2018（平成 30）年度を除き全体の 40%以上を占め、その合計は 98%以上を占めています。

なお、2017（平成 29）年度及び 2018（平成 30）年度で、廃棄物部門からの排出量が減少したのは、可燃ごみの組成調査に基づくばらつきと考えられます。

表 3-1 部門別の二酸化炭素排出量の推移

(単位：t-CO₂)

部門別	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
業務その他部門	4,838	4,625	4,480	4,432	4,477	4,230	4,069	3,947	3,845	4,037
運輸部門	99	99	97	99	103	110	113	100	145	146
廃棄物部門	3,530	3,611	3,024	4,119	3,043	2,330	4,229	4,208	4,211	4,258
合計	8,467	8,335	7,601	8,650	7,624	6,670	8,410	8,255	8,201	8,440

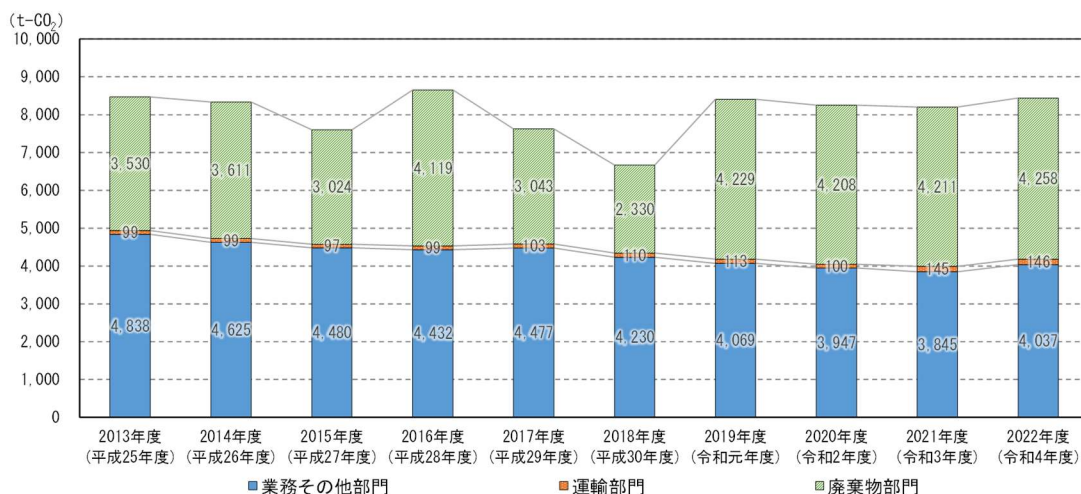


図 3-1 部門別の二酸化炭素排出量の推移

(2) 排出源別の二酸化炭素排出量

本町の排出源別の二酸化炭素排出量の推移を表 3-2 及び図 3-2 に示します。

二酸化炭素の排出源としては、電気の使用と一般廃棄物の焼却がそれぞれ全体の 35%以上を占め、その合計は全体の 88%以上を占めています。

また、2013（平成 25）年度及び 2022（令和 4）年度における二酸化炭素排出源別の排出割合を図 3-3 に示します。

2013（平成 25）年度は、電気の使用（50%）が最も多く、次いで一般廃棄物の焼却（42%）、燃料の使用（7%）であり、2022（令和 4）年度では、一般廃棄物の焼却（50%）、次いで電気の使用（41%）、燃料の使用（7%）となっています。

表 3-2 排出源別の二酸化炭素排出量の推移

(単位：t-CO₂)

排出源	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
電気の使用	4,222	4,013	3,752	3,714	3,749	3,512	3,425	3,323	3,174	3,454
燃料の使用	617	612	728	718	728	718	643	624	671	582
自動車の走行	99	99	97	99	103	110	113	100	145	146
一般廃棄物の焼却	3,530	3,611	3,024	4,119	3,043	2,330	4,229	4,208	4,211	4,258
合計	8,467	8,335	7,601	8,650	7,624	6,670	8,410	8,255	8,201	8,440

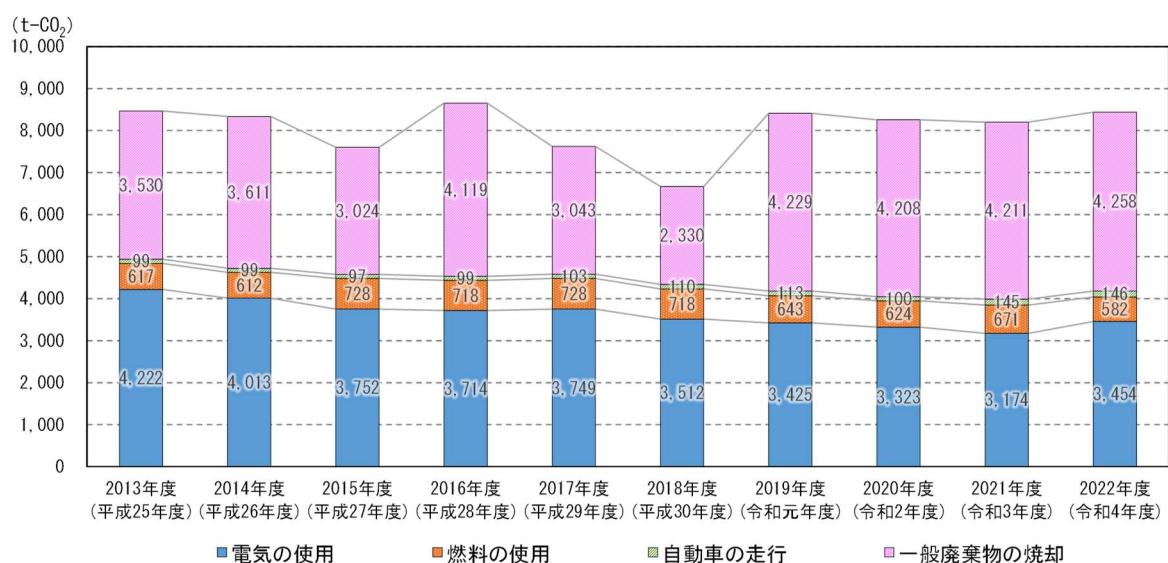
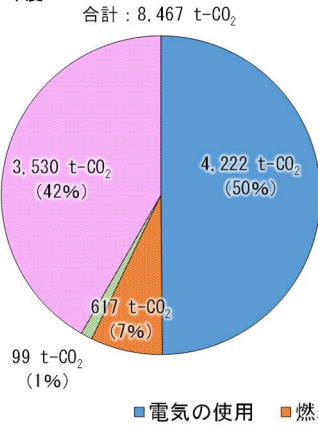


図 3-2 排出源別の二酸化炭素排出量の推移

2013（平成25）年度



2022（令和4）年度

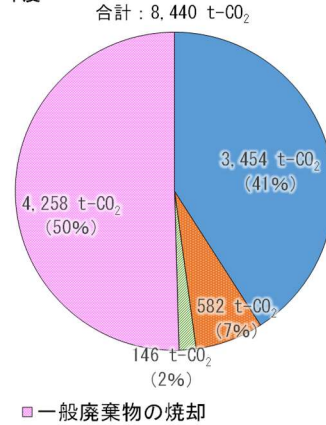


図 3-3 二酸化炭素排出源別の排出割合

解説

二酸化炭素排出量の算定方法

排出源別の二酸化炭素排出量の基本的な算定方法は、以下のようになります。

電気の使用

電気の使用量 (kWh) × 電力排出係数 (kg-CO₂/kWh)

電力排出係数は、1kWh の電力を発電する際に排出される二酸化炭素排出量を示す数値です。毎年度、電気事業者ごとの電力排出係数が公表され、発電した電力の構成割合によって数値が変動します。

燃料の使用、自動車の走行

燃料種ごとの使用量 (kg、L など) × 単位発熱量 (MJ/kg、MJ/L など)
× 炭素排出係数 (kg-C/MJ) × 44/12 (kg-CO₂/kg-C)

一般廃棄物の焼却

一般廃棄物 (全量) の焼却量 (湿重量) (t) × 焼却される一般廃棄物中の廃プラスチック等の比率 (%) × (100% - 一般廃棄物 (全量) の水分含有率) (%) × 炭素排出係数 (kg-C/t) × 44/12 (kg-CO₂/kg-C)

2 部門別の温室効果ガス排出量の推移

(1) 業務その他部門

① 業務その他部門の排出源

業務その他部門の排出源を図 3-4 に示します。

業務その他部門は、施設で使用された電気と燃料を対象とし、いずれの年度も電気の使用が全体の 83%以上を占めています。

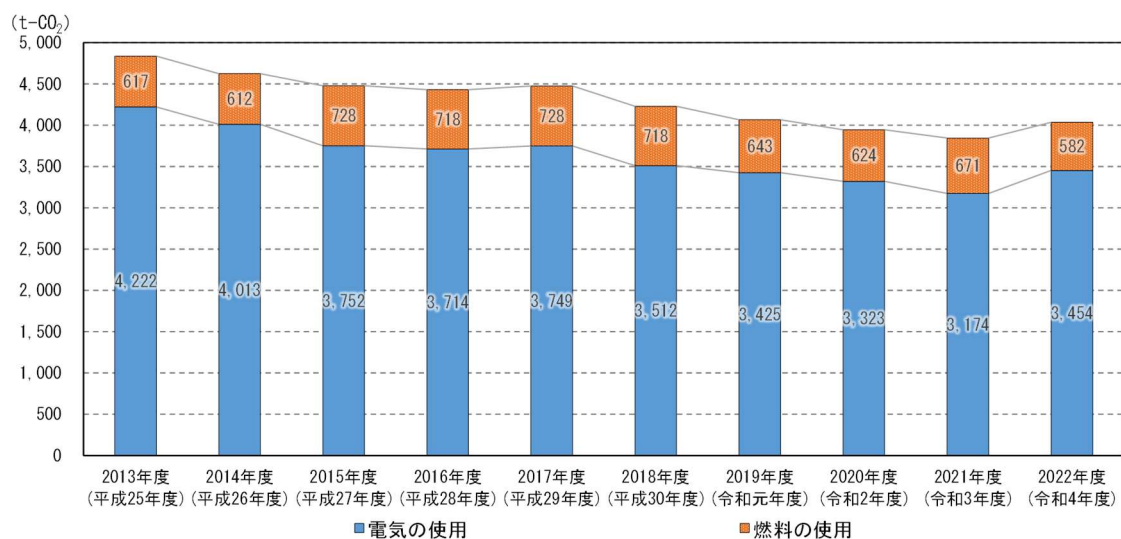
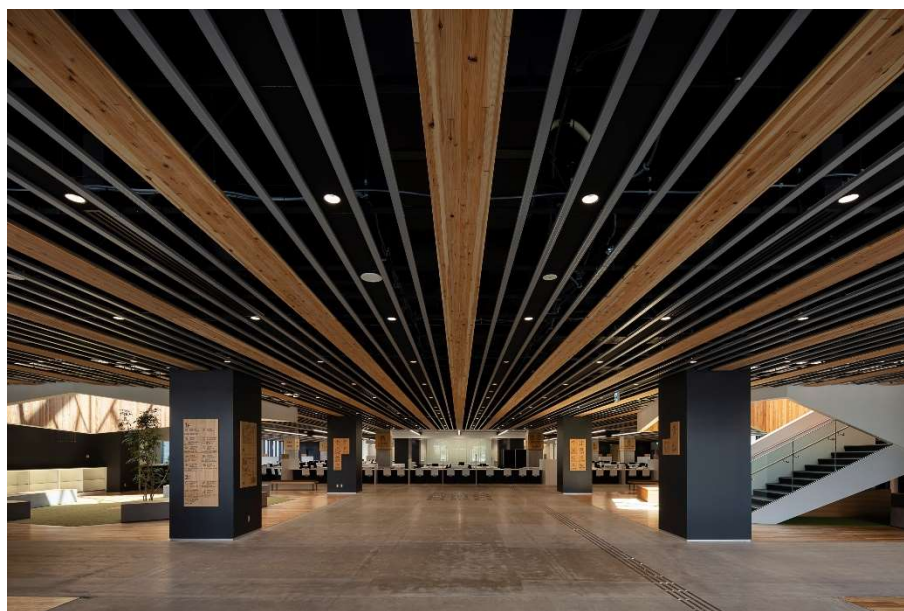


図 3-4 業務その他部門の排出源



LED 照明を取り入れた新庁舎

② 電気の二酸化炭素排出量

電気の使用量の推移を図 3-5 に、電気の使用による二酸化炭素排出量と電力排出係数の推移を図 3-6 に示します。

電気の使用量は、2013（平成 25）年度から概ね横ばいですが、電気の使用による二酸化炭素排出量は、電力排出係数に連動して変動しています。

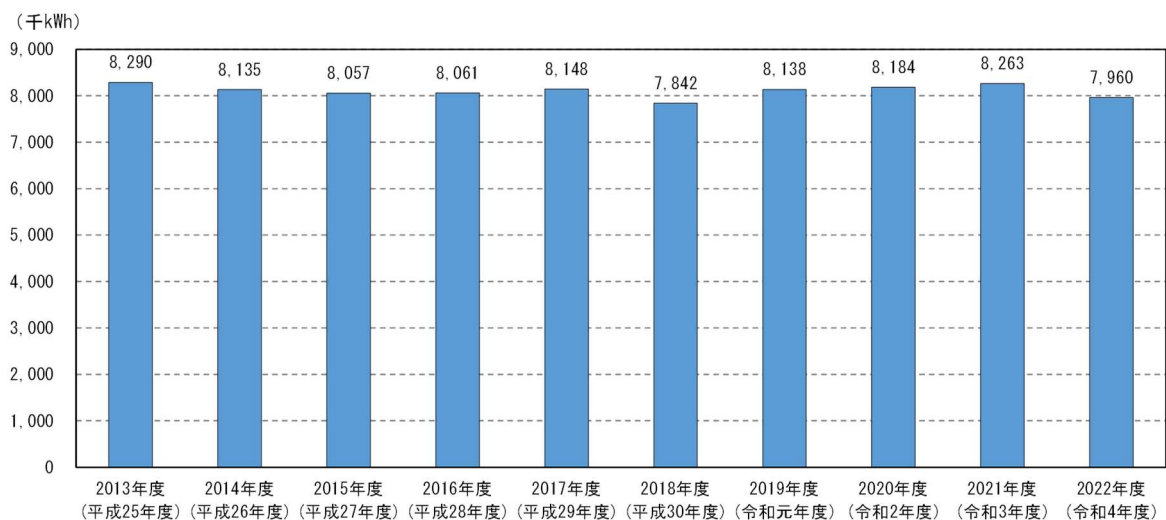
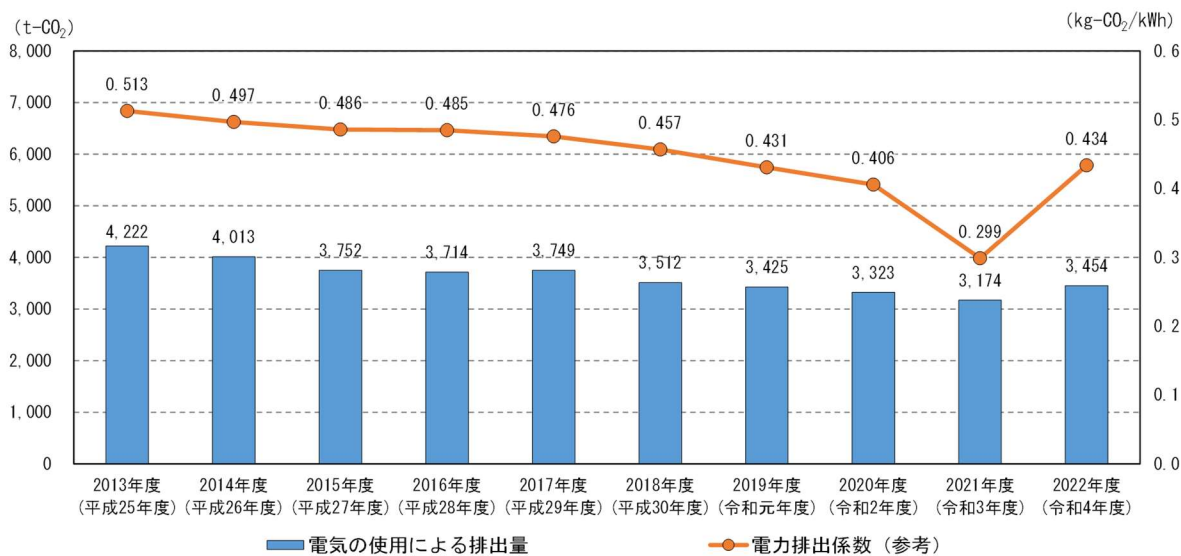


図 3-5 電気の使用量の推移



注：電力排出係数は、年度と施設によって電力会社が異なるため、電力使用量が多い「クリーンセンター」、
「上水道施設」及び「浄化センター」に供給している電力会社の係数を記載しています。

図 3-6 電気の使用による二酸化炭素排出量と電力排出係数の推移

③ 燃料の二酸化炭素排出量

施設に係る燃料種ごとの二酸化炭素排出量の推移を図 3-7 に示します。

2013（平成 25）年度及び 2022（令和 4）年度ともに、灯油からの二酸化炭素排出量が最も多く、次いで A 重油、LPG となっています。

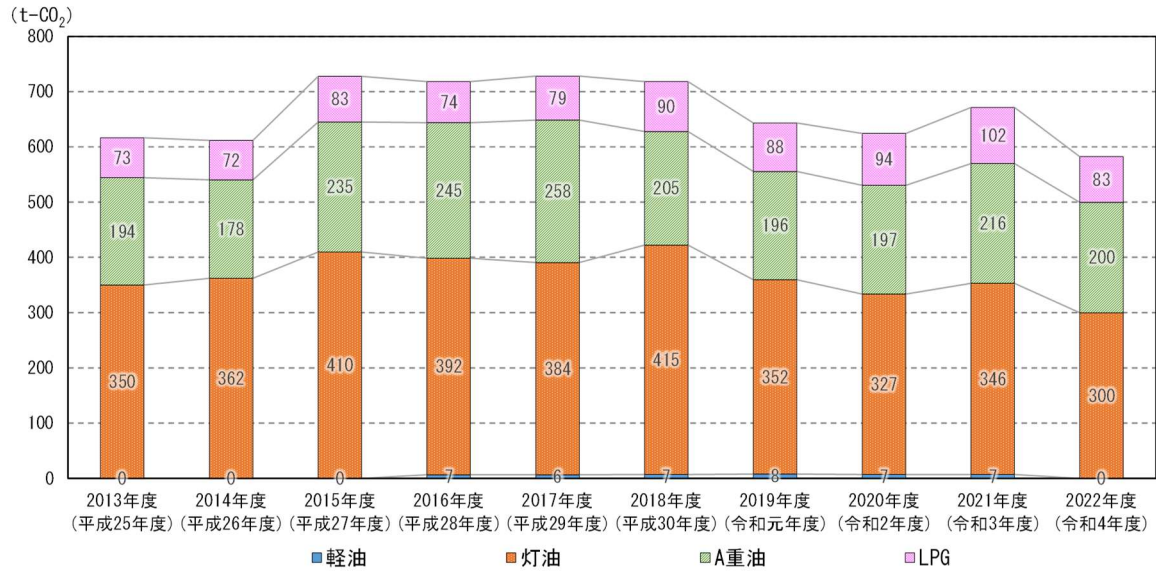


図 3-7 施設に係る燃料種ごとの二酸化炭素排出量の推移

④ 組織別の二酸化炭素排出量

組織別の二酸化炭素排出量の推移を表 3-3 に、2013（平成 25）年度及び 2022（令和 4）年度における組織別の二酸化炭素排出量を図 3-8 に示します。

どの年度も、上下水道課からの二酸化炭素排出量が最も多く、次いで住民課、学校教育課となっています。なお、上下水道課には上水道施設や浄化センター、住民課にはクリーンセンターといったエネルギーを多く使う施設が含まれることに起因しています。

表 3-3 組織別の二酸化炭素排出量の推移

(単位：t-CO₂)

組織名	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
総務課	205	180	207	188	197	157	217	210	248	219
企画調整課	85	82	77	80	82	64	63	64	72	70
健康福祉課	71	70	157	144	142	196	151	150	159	142
子育て推進課	220	194	204	212	219	199	224	233	278	245
住民課	1,115	1,051	990	940	966	969	925	890	749	905
都市計画課	47	45	44	44	47	44	39	34	42	35
産業課	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
上下水道課	1,883	1,830	1,755	1,747	1,717	1,572	1,511	1,403	1,116	1,381
学校教育課	808	791	689	700	726	655	595	643	790	715
生涯学習課	403	380	356	377	379	371	340	318	390	323
合計	4,838	4,625	4,480	4,432	4,477	4,230	4,069	3,947	3,845	4,037

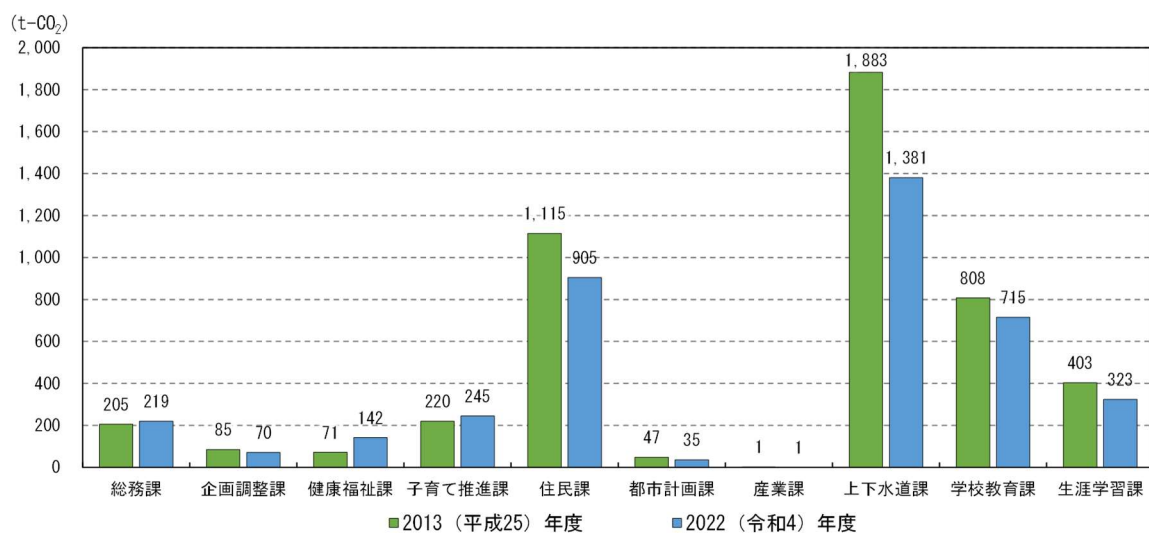


図 3-8 2013（平成 25）年度及び 2022（令和 4）年度における組織別の二酸化炭素排出量

(2) 運輸部門（自動車の走行）

自動車の走行に係る燃料種ごとの使用量の推移を図 3-9 に示します。

2013（平成 25）年度～2020（令和 2）年度までは、ガソリンと軽油の使用量は、概ね同等でした。なお、町内巡回バスは委託業者が燃料を給油しており、2021（令和 3）年度及び2022（令和 4）年度は使用量が把握できたため、軽油の使用量が大きく増加しています。

また、燃料種ごとの二酸化炭素排出量の推移を図 3-10 に示します。

2013（平成 25）年度～2020（令和 4）年度までは、ガソリン及び軽油からの二酸化炭素排出量は、概ね同等で、2021（令和 3）年度及び2022（令和 4）年度は、軽油からの二酸化炭素排出量が全体の 65%以上を占めています。

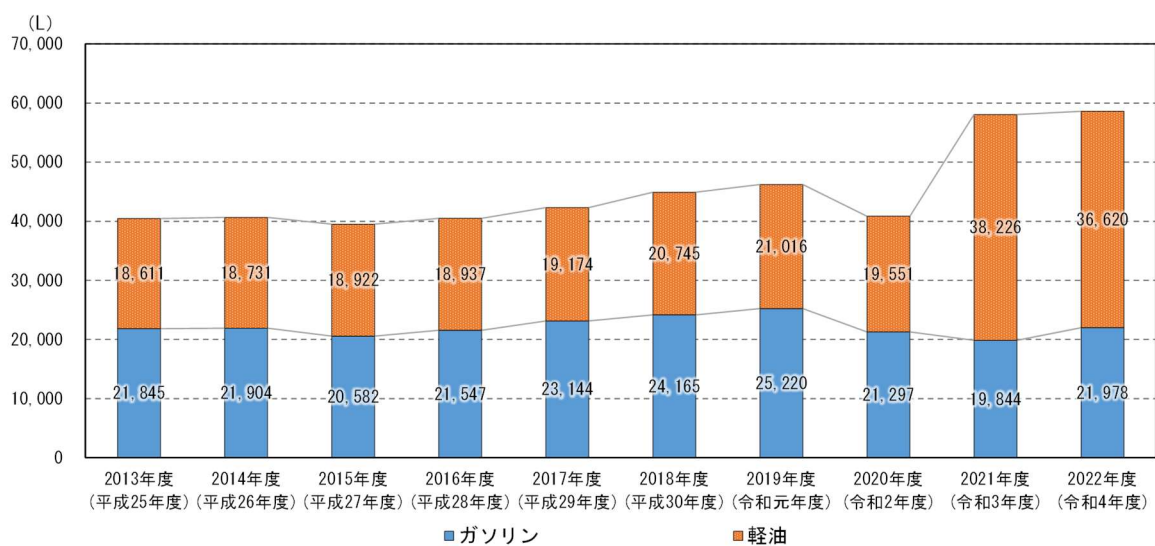


図 3-9 自動車の走行に係る燃料種ごとの使用量の推移

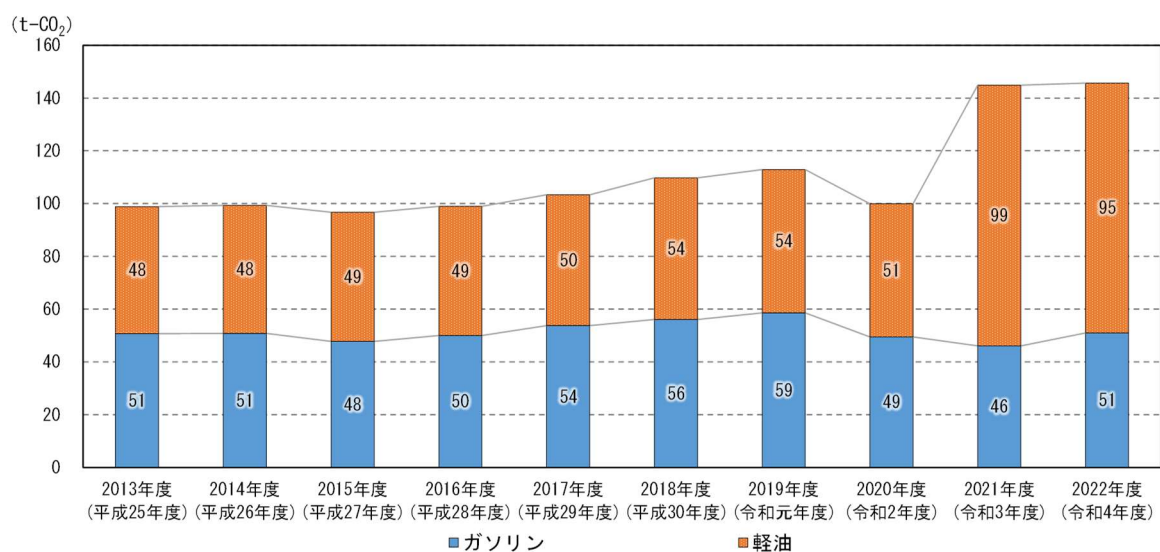


図 3-10 自動車の走行に係る燃料種ごとの二酸化炭素排出量の推移

(3) 廃棄物部門

「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）」（環境省 2023年3月）によると、「食物くず（生ごみ）等のバイオマス起源の廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素（CO₂）の排出については、植物により大気中から吸収された二酸化炭素（CO₂）が再び大気中に排出されるものであるため、排出量には含めない。」とされており、二酸化炭素排出量の算定対象としては、化石燃料起源の「プラスチックごみ」と「合成繊維」があります。

プラスチックごみ及び合成繊維の焼却量の推移を図 3-11 に、二酸化炭素排出量の推移を図 3-12 に示します。どの年度も、プラスチックごみが全体の 76%以上を占めています。

また、一般廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素排出量と可燃ごみ中のプラスチックごみの割合の推移を図 3-13 に示します。

どの年度も、二酸化炭素排出量は、可燃ごみ中のプラスチックごみの割合に連動して変動しています。

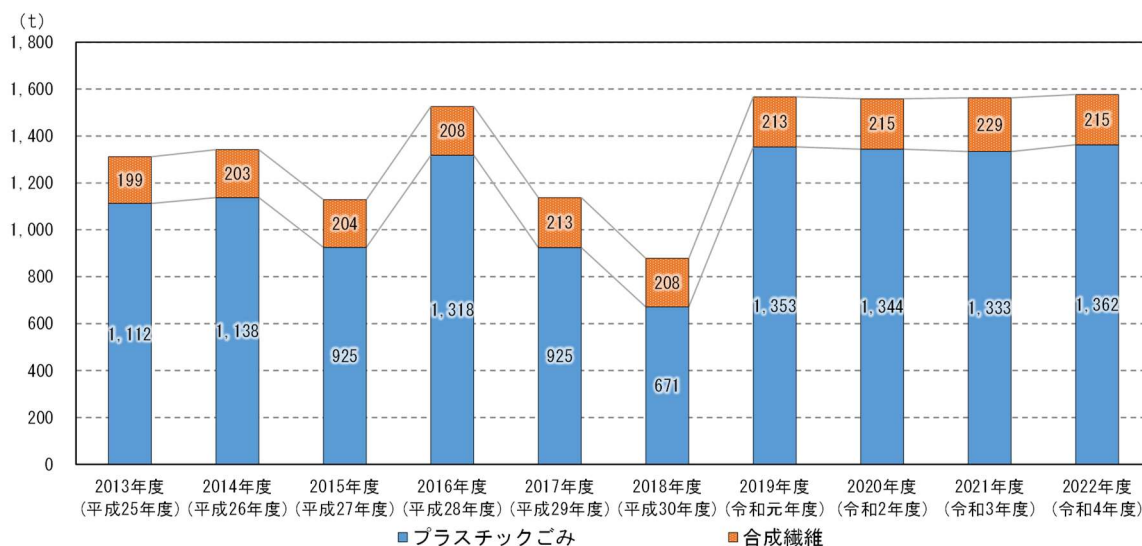


図 3-11 プラスチックごみ及び合成繊維の焼却量の推移

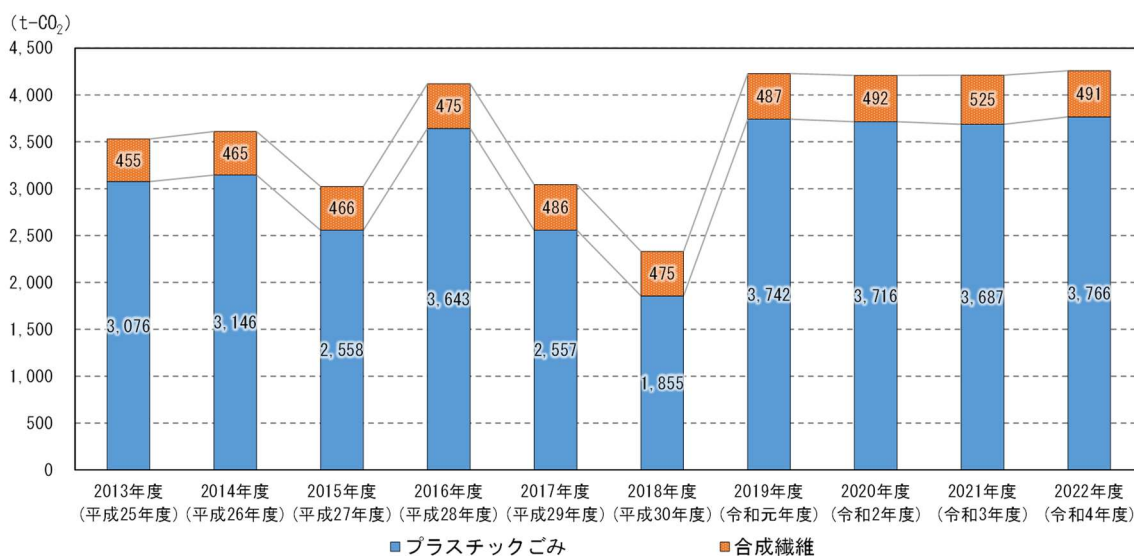


図 3-12 一般廃棄物の焼却に係るごみの種類ごとの二酸化炭素排出量の推移

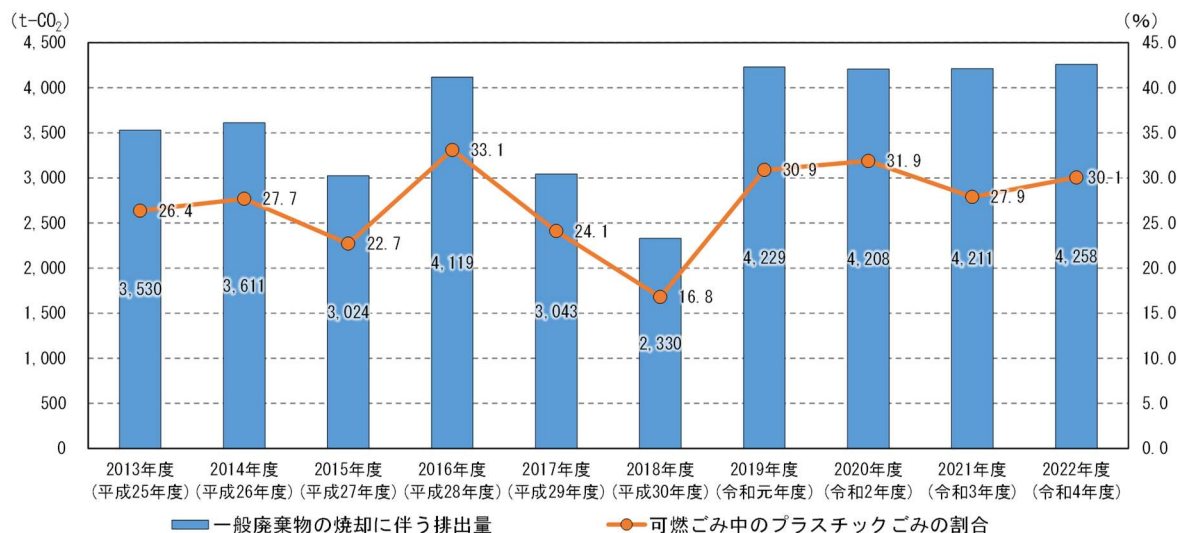


図 3-13 一般廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素排出量と可燃ごみ中のプラスチックごみの割合

コラム

プラスチックの資源循環

プラスチックは、現代社会に不可欠な素材である一方、温室効果ガスの発生や海洋汚染、諸外国の廃棄物輸入規制強化など、プラスチックをとりまく様々な環境問題があります。

こうした背景から、国では、2019（令和元）年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、3R+Renewableの基本原則と、6つの野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げました。

さらに、2021（令和3）年6月には、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立しました。

プラスチックの資源循環に向けては、全ての事業者、自治体、住民の皆様との相互連携が重要です。

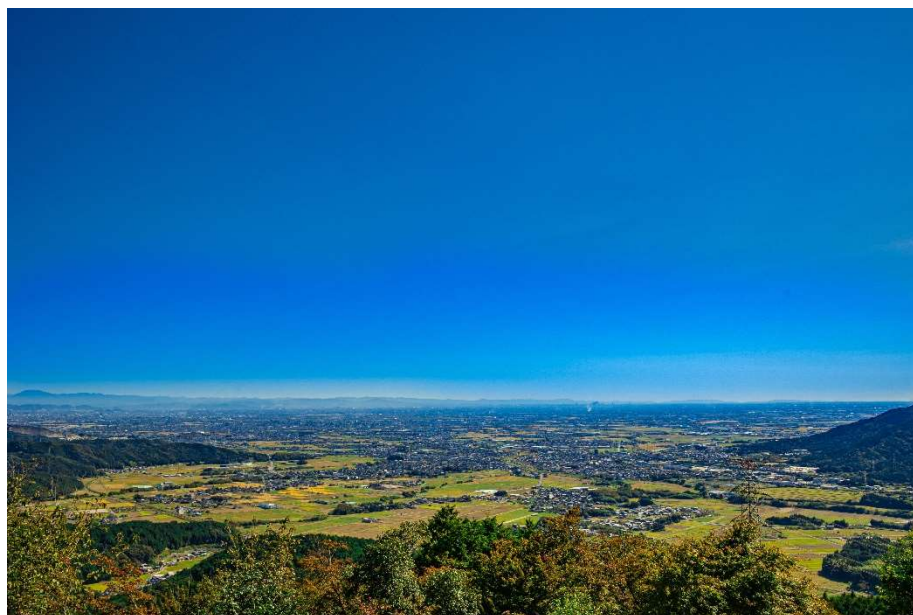
出典：プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラ新法)の普及啓発ページ（環境省）
<https://plastic-circulation.env.go.jp/about> より作成

3 課題と今後の方向性

本計画の取組を設定するにあたり、本町の現状を踏まえた課題を抽出し、表 3-4 に示します。

表 3-4 現状と課題

部門	現状	課題
業務その他部門	電気の使用による二酸化炭素排出量が全体の 40%以上を占める。	エネルギー使用量の削減に向けて、再生可能エネルギーの導入と省エネルギー化を推進する必要がある。
運輸部門	2021(令和3)年度及び2022(令和4)年度は、軽油の使用による二酸化炭素排出量が運輸部門全体の65%以上を占める。	燃料の使用量削減に向けて、次世代自動車の導入と、燃費の向上を進める必要がある。
廃棄物部門	可燃ごみ中のプラスチック割合は、2018(平成30)年度を除き22%以上であり、プラスチックごみ由来の二酸化炭素排出量は廃棄物部門全体の84%以上を占める。	プラスチックごみの焼却量削減に向けて、ごみ排出抑制と分別を進める必要がある。



垂井町の豊かな自然

第4章 温室効果ガス排出量の削減目標

1 温室効果ガスの削減ポテンシャル（将来見通し）

本町の現状を踏まえた課題を基に、表 4-1 に示す①～⑨を温室効果ガス排出量削減のための取組とします。

また、取組による部門ごとの削減ポテンシャルの推計を表 4-2 に示します。

各取組による温室効果ガス排出量の削減ポテンシャルの合計は、2013（平成 25）年度の温室効果ガス排出量に対して、削減率 49.8%となります。

表 4-1 温室効果ガス排出量削減のための取組

区分	取組
再生可能エネルギーの導入と活用	①太陽光発電設備の導入
	②電力排出係数を考慮した電力調達
省エネルギー化の推進と対策の徹底	③照明の LED 化
	④施設・設備の省エネルギー型機器の導入
	⑤省エネ診断の実施
	⑥職員の日常の取組アクション
次世代自動車の導入	⑦公用車の電気自動車の導入
ごみ排出抑制と資源循環の推進	⑧プラスチック製品の分別の強化
	⑨ごみ焼却量の削減

表 4-2 取組による部門ごとの削減ポテンシャルの推計

区分	削減に向けた取組	部門	削減ポテンシャル	取組の概要
再生可能エネルギーの導入と活用	①太陽光発電設備の導入	業務その他部門	—	新築や改築等を予定している施設への太陽光発電設備の導入を推進する。 既存施設では、太陽光発電設備の設置条件に適応しているか調査が必要のため、費用対効果を考慮しながら導入を推進する。
	②電力排出係数を考慮した電力調達		▲17.2% (▲1,456 t-CO ₂)	電力排出係数 0.25kg-CO ₂ /kWh の電力調達を推進する。
③照明のLED化	▲1.8% (▲152 t-CO ₂)		機器の交換や改築時に費用対効果を考慮しながらLED化を推進する。	
④施設・設備の省エネルギー型機器の導入	▲0.1% (▲11 t-CO ₂)		新規購入時に省エネルギー性能の高い製品の導入を推進する。 また、エネルギー消費量が多い旧型の機器について、廃止又は買換えを推進する。	
⑤省エネ診断の実施	▲0.5% (▲43 t-CO ₂)		省エネ診断を受ける施設を検討し、省エネ化の提案について費用対効果を考慮しながら推進する。	
省エネルギー化の推進と対策の徹底	⑥職員の日常の取組	運輸部門	▲0.1% (▲12 t-CO ₂)	「省エネ取組シート」を作成し、職員の省エネ行動を推進する。
	次世代自動車の導入		▲1.0% (▲81 t-CO ₂)	エコドライブによる燃費の向上を推進する。 公用車の電気自動車の導入を推進する。
ごみ排出抑制と資源循環の推進		⑧プラスチック製品の分別の強化	廃棄物部門	▲28.5% (▲2,417 t-CO ₂)
	⑨ごみ焼却量の削減	ごみの排出抑制に関する普及啓発等の取組を進め、ごみの減量を促進する。		
対2013年度比			0.3% (▲27 t-CO ₂)	—
2022年度で廃止した施設			▲0.2% (▲20 t-CO ₂)	—
合計			▲49.8% (▲4,219 t-CO ₂)	—

注1：削減ポテンシャルは、2022（令和4）年度における電力使用量、燃料使用量及び一般廃棄物の焼却量・組成から推定した。

注2：運輸部門の削減ポテンシャルは、地球温暖化対策計画の運輸部門の目標（35%減）を利用した。

2 削減目標

削減目標は、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）」（環境省 2023 年 3 月）によると、原則として政府実行計画の 2030 年度の削減目標（2013（平成 25）年度比で 50%削減）に呼応した目標水準を検討することが期待されています。

そこで、本計画の温室効果ガスの削減目標は、削減ポテンシャルの推計結果も踏まえ、2030（令和 12）年度における温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比で 50%削減することとします。

温室効果ガスの削減目標

2030（令和 12）年度における温室効果ガス排出量を
2013（平成 25）年度比で **50%削減**

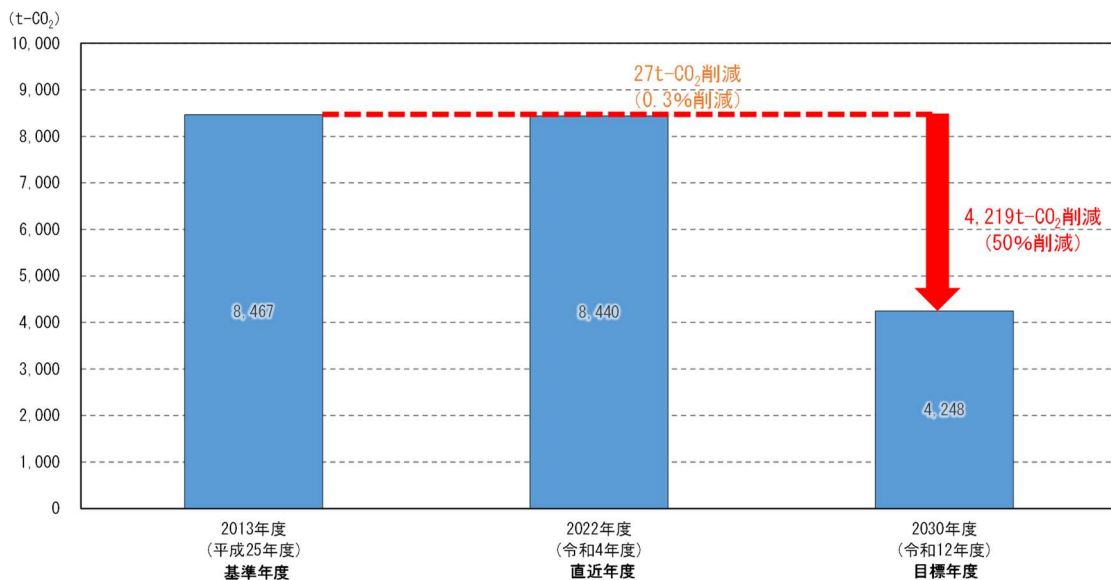


図 4-1 温室効果ガスの削減目標

表 4-3 部門ごとの温室効果ガスの削減目標

部門	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)			削減率 (%)	
	2013年度 (平成25年度) 基準年度	2022年度 (令和4年度) 直近年度	2030年度 (令和12年度) 目標年度	2013年度比	国の目標
業務その他 部門	4,838	4,037	2,343	52%	51%
運輸部門	99	146	64	35%	35%
廃棄物部門	3,530	4,258	1,841	48%	15%
合計	8,467	8,440	4,248	50%	46%

第5章 温室効果ガス排出量の削減に向けた取組

1 再生可能エネルギーの導入と活用

(1) 太陽光発電設備の導入

太陽光発電設備を導入し、発電した電力を自家消費することで、温室効果ガス排出量の削減を目指します。

太陽光発電設備の設置には、設置可能面積や日照時間、屋根の強度といった調査を行う必要があるため、既存施設では、費用対効果を考慮しながら設置可能性調査及び導入を推進します。

表 5-1 太陽光発電設備の導入

取組事項	新築や改築等を予定している施設への太陽光発電設備の導入を推進する。 既存施設では、太陽光発電設備の設置条件に適応しているか調査が必要なため、費用対効果を考慮しながら導入を推進する。
削減ポテンシャル	—
削減ポテンシャル推計の概要	新築・改築等は、具体的な計画が定まってから、既存施設は、設置可能性調査を経てから、温室効果ガス削減量を推計する。

(2) 電力排出係数を考慮した電力調達

本町では、電力使用量は概ね横ばいで推移していますが、温室効果ガス排出量は、電力排出係数によって増減しています。

国の「地球温暖化対策計画」では、削減量の根拠として、2030（令和12）年度において電力排出係数が $0.25\text{kg-CO}_2/\text{kWh}$ まで低減することが見込まれていることから、本町においても、電力排出係数の低い電力調達を推進します。

表 5-2 電力排出係数を考慮した電力調達

取組事項	電力排出係数 $0.25\text{kg-CO}_2/\text{kWh}$ の電力調達を推進する。
削減ポテンシャル	▲1,456 t-CO ₂ (▲17.2%)
削減ポテンシャル推計の概要	2030（令和12）年度の電力排出係数 $0.25\text{kg-CO}_2/\text{kWh}$ を想定。 <u>推計式</u> 2022（令和4）年度の施設由来の電力消費量 × （2022（令和4）年度の各施設の電力排出係数 - 2030（令和12）年度の各施設の電力排出係数 $0.25\text{kg-CO}_2/\text{kWh}$ ）

2 省エネルギー化の推進と対策の徹底

(1) 照明のLED化

蛍光灯からLED照明に切り替えた場合、約50%の電力消費量の削減が見込めます。さらに、LED照明は長寿命であることから、省エネ効果の継続や交換時の人員と労力が少ないというメリットがあります。

本町では、役場庁舎の全照明LED化をはじめ、学校施設LED化改修事業など、施設のLED化を推進しています。

さらなるLED照明導入に向けて、機器の交換や改築時に費用対効果を考慮しながらLED化を推進します。

表 5-3 照明のLED化

取組事項	機器の交換や改築時に費用対効果を考慮しながらLED化を推進する。
削減ポテンシャル	▲152 t-CO ₂ (▲1.8%)
削減ポテンシャル推計の概要	<p>各施設にヒアリングしたLED化率と、施設ごとの照明の電力割合から推計。</p> <p><u>推計式</u></p> <p>2022(令和4)年度の電力使用量×施設ごとの照明電力割合×LEDによる削減率(=50%)×(100%-施設のLED化率)×電力排出係数0.25kg-CO₂/kWh</p> <p>※施設ごとの照明電力割合は、「冬季の省エネ・節電メニュー」(資源エネルギー庁2023年)及び「産業廃棄物中間処理施設の省エネルギー対策」(東京都環境局 東京都地球温暖化防止活動推進センター2019年)に基づき、施設の利用状況を勘案して以下のように設定した。</p> <p>事務所等:29.8%、学校等:31.4%、集会所等:29.8%、病院等:32.5%、廃棄物処理施設:15.0%</p>

(2) 施設・設備の省エネルギー型機器の導入

「冬季の省エネ・節電メニュー」（資源エネルギー庁 2023 年）によると、オフィスビルにおける冬季 1 日間の電力割合は、空調が 33.5%、照明が 29.8%、パソコンが 8.6%で、学校（小・中・高）では空調が 40.8%、照明が 31.4%、パソコンが 1.9%と、空調が占める割合が大きいです。

近年、省エネルギー性能の高い機器が開発されており、新規購入時に省エネ性能の高い製品の導入を推進します。

また、エネルギー消費量が多い旧型の機器について、費用対効果を考慮して廃止又は更新を推進します。

表 5-4 施設・設備の省エネルギー型機器の導入

取組事項	新規購入時に省エネルギー性能の高い製品の導入を推進する。 また、エネルギー消費量が多い旧型の機器について、廃止又は買換えを推進する。
削減ポテンシャル	▲11 t-CO ₂ (▲0.1%)
削減ポテンシャル推計の概要	<p>各施設にヒアリングした省エネ空調機、人感センサー式照明、昼光利用照明制御システム設置状況から推計。</p> <p><u>推計式</u> 2022（令和 4）年度の電力使用量×施設ごとの削減割合×電力排出係数 0.25kg-CO₂/kWh</p> <p>※施設ごとの削減割合は、「『温室効果ガス総排出量』削減目標設定における削減ポテンシャルの推計手法について」（環境省 2017 年）に基づき、施設の利用状況を勘案して以下のように設定した。また、施設の実施状況によっては、削減割合を半分とした。</p> <p>（空調機） 事務所等：4.2%、学校等：4.2%、集会所等：4.2%、病院等：3.5%、廃棄物処理施設：1.1%</p> <p>（人感センサー式照明） 事務所等：0.3%、学校等：0.2%、集会所等：0.2%、病院等：0.2%、廃棄物処理施設：0.1%</p> <p>（昼光利用照明制御システム） 事務所等：0.3%、学校等：0.2%、集会所等：0.2%、病院等：0.2%、廃棄物処理施設：0.1%</p>

(3) 省エネ診断の実施

「省エネ診断」とは、エネルギーの専門家が施設のエネルギー使用状況や設備・運転管理状況等を調査し、費用対効果を含めた省エネ化と運用改善の提案をする診断サービスのことです。

本町では、現時点で、2022（令和4）年度に東小学校で「省エネ最適化診断」を実施しました。

施設のエネルギー使用量や規模から、省エネ診断を受ける施設を検討し、診断結果における省エネ化の提案について費用対効果を考慮しながら実施を推進します。

表 5-5 省エネ診断の実施

取組事項	省エネ診断を受ける施設を検討し、省エネ化の提案について費用対効果を考慮しながら推進する。
削減ポテンシャル	▲43 t-CO ₂ (▲0.5%)
削減ポテンシャル推計の概要	<p>東小学校の「省エネ最適化診断報告書」の削減提案による電力削減量と、生徒及び先生の人数から原単位 (kWh/人) を算出し、他の小学校及び中学校、認定こども園において、生徒及び先生の人数から原単位を用いて推計。</p> <p><u>推計式</u></p> <p>東小学校の削減提案による電力削減量 kWh ÷ (東小学校の生徒人数 + 先生人数) × (他の小学校及び中学校、認定こども園の生徒人数 + 先生人数) × 電力排出係数 0.25kg-CO₂/kWh</p> <p>※「省エネ最適化診断報告書」において、照明の LED 化といった他の取組と重複する提案は、電力削減量から除外した。</p>

(4) 職員の日常の取組

業務その他部門の二酸化炭素排出量は、施設内の電気及び燃料の使用によるものですが、職員の省エネ行動によって、使用量の削減を期待できます。

本町においても、職員一人一人の省エネ意識の向上及び行動の改善等を目標に、「省エネ取組シート」を作成し、職員の省エネ行動を推進します。

表 5-7 に、「省エネ取組シート」を示します。

表 5-6 職員の日常の取組

取組事項	「省エネ取組シート」を作成し、職員の省エネ行動を推進する。
削減ポテンシャル	▲12 t-CO ₂ (▲0.1%)
削減ポテンシャル 推計の概要	<p>各施設にヒアリングした省エネ行動実施状況から推計。</p> <p><u>推計式</u> 2022（令和4）年度の電力使用量×省エネ行動による削減割合×電力排出係数 0.25kg-CO₂/kWh</p> <p>※省エネ行動による削減割合は、「『温室効果ガス総排出量』削減目標設定における削減ポテンシャルの推計手法について」（環境省 2017年）に基づき、施設の利用状況を勘案して以下のように設定した。また、施設の実施状況によっては、削減割合を半分とした。</p> <p>事務所等：5.1%、学校等：8.7%、集会所等：6.6%、病院等：8.2%、廃棄物処理施設：1.3%</p>

表 5-7 省エネ取組シート

分類	アクション内容
空調設備	施設内における適切な室温管理（冷房の場合は 28 度程度、暖房の場合は 19 度程度）を徹底する。
	使用していない部屋の空調の停止を徹底する。
	室内機フィルターの定期的な清掃を行う。
	室外機の定期的な清掃、日除けの設置を行い、効率を良くする。
照明設備	不必要な照明は消灯する。
	昼休みは業務上支障がある場合を除き、消灯を徹底し、夜間も必要最小限の範囲で点灯する。
	十分な明るさが確保できる場合、照明を間引く。
	窓からの太陽光で十分な明るさが確保できる場合、消灯する。
給湯	給湯器・湯沸器の設定温度は低く抑えるとともに、季節に合わせて調節する。
	ガスコンロを使用する際は、器具等に合わせて火力の適切な調整を図る。
家電製品	電気ポットは、適切な温度管理の徹底を行うとともに、使用は必要最低限に抑える。
公用車	出張の際は、公共交通機関の利用又は公用車の乗り合いに努める。
	エコドライブに努め、急発進・急加速、不要なアイドリングをしない。
	目的地まで効率的なルートで走行する。
	公用車のタイヤの空気圧など定期的にメンテナンスを行う。
	カーエアコンは適切な温度で使用する。
紙の使用	用紙を使用する場合は、両面印刷・両面コピーを徹底する。
	不要となった用紙類（ミスコピー、使用済文書、使用済み封筒等）については再使用や再生利用を徹底する。
	シュレッダーの使用は必要最低限に抑える。
	むやみに資料を「作らない・渡さない・求めない」を徹底し、資料の小さなミス修正は手書き修正で補い、再作成をしない。
水の使用	洗面所の節水に心掛ける。
	洗車時の節水に心掛ける。
	水の流し放しが無いよう、蛇口をしっかり閉める。
衛生設備	夏季の温水洗浄便座等は、電源をオフにする。
	トイレの便座は閉める。
	トイレで 2 度流しをしない。
OA 機器	OA 機器は、昼休み等の不使用时や退庁時は電源オフにし、機器の待機電力カットに努める。
	打ち合わせや来庁者対応など離席時には、パソコンの電源オフ、省電力機能の活用、ノートパソコンの蓋閉じ等適切な電源管理を行う。
	パソコンの輝度を適切な明るさに調整する。
ごみ	マイバック・マイボトル・マイ箸などを利用する。
	詰め替え可能な文具類及び洗剤等の使用を推進する。
	ごみと資源物の分別を徹底する。
その他	「クールビズ」、「ウォームビズ」を励行する。
	ノー残業デーでは、積極的に帰宅するよう心掛ける。

3 次世代自動車の導入

(1) 公用車の電気自動車の導入

本町は、2023（令和 5）年 12 月時点で公用車を 81 台所有しており、その内訳は、ガソリン車が 61 台（ハイブリッド車 2 台含む）、ディーゼル車が 20 台で、電気自動車は 0 台となっています。

今後、公用車の新規購入時及び更新時に電気自動車の導入を検討します。

表 5-8 公用車の電気自動車の導入

取組事項	公用車の電気自動車の導入を推進する。
削減ポテンシャル	▲81 t-CO ₂ (▲1.0%) (「(4) 職員の日常の取組」を含む。)
削減ポテンシャル推計の概要	地球温暖化対策計画の運輸部門の目標（35%減）から設定した。

4 ごみ排出抑制と資源循環の推進

(1) プラスチック製品の分別の強化

一般廃棄物焼却に伴う温室効果ガス排出量は、主にプラスチックごみが発生源となっています。本町では、プラスチック容器類は垂井町エコドームにて資源物として回収することができます。

ごみ分別に関する普及啓発等の取組を進め、プラスチック類の分別の仕組の検討を促進します。

表 5-9 プラスチック製品の分別の強化

取組事項	ごみ分別に関する普及啓発等の取組を進め、プラスチック類の分別の仕組の検討を促進する。
削減ポテンシャル	▲2,417 t-CO ₂ (▲28.5%)
削減ポテンシャル推計の概要	2022（令和 4）年度におけるごみ組成で、「ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類」の年平均値は約 30%であるが、「一般廃棄物処理基本計画（2017 年度策定）」の施策によるプラスチック類の分別意識の高まりにより、2030（令和 12）年度では 20%になると仮定した。

(2) ごみ焼却量の削減

2022（令和4）年度において、本町の温室効果ガス排出量全体のうち一般廃棄物の焼却による温室効果ガス排出量が50%を占めており、ごみの減量が望まれます。

関連計画である「一般廃棄物処理基本計画（2017年度策定）」の施策を通じて、ごみの排出抑制や再資源化率向上に関する普及啓発等の取組を進め、ごみの減量を促進します。

表 5-10 ごみ焼却量の削減

取組事項	ごみの排出抑制に関する普及啓発等の取組を進め、ごみの減量を促進する。
削減ポテンシャル	▲2,417 t-CO ₂ (▲28.5%) (「(1) プラスチック製品の分別の強化」と共通。)
削減ポテンシャル推計の概要	<p>「一般廃棄物処理基本計画」の可燃ごみ量の将来予測から推計。ただし、一般廃棄物処理基本計画に記載されている可燃ごみ量（可燃ごみ量）と、実際に焼却される量（焼却量）は、計量する場所と時間が違うため、数値が異なる。そこで、2013（平成25）年度～2015（平成27）年度の実績から、可燃ごみ量と焼却量の関係式を以下のように求めた。</p> <p>焼却量=1.1864×可燃ごみ量－732.36 (決定係数 r²=0.999)</p> <p><u>推計式</u> 2030（令和12）年度の焼却量=（1.1864×2030年度の推計可燃ごみ量－732.36）</p> <p>なお、ごみの水分量は、2022（令和4）年度と同一とした。</p>

第6章 計画の推進と進行管理

1 推進体制と役割

(1) 推進体制

本計画を推進するために、各課との連携を図りやすいこと、関連計画である「垂井町公共施設等総合管理計画」(2022年3月改定)で事務局を担っている総務課を、また、関連計画である「一般廃棄物処理基本計画(2017年度策定)」を作成した住民課を、本計画の事務局とします。

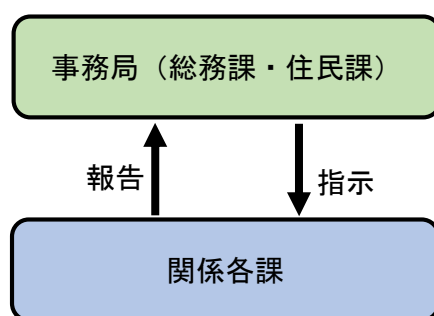


図 6-1 推進体制

(2) 体制の役割

体制の役割を表 6-1 に示します。

事務局は、温室効果ガス排出量や計画の進捗状況を取りまとめ、関係各課に指示を出します。

関係各課は、事務局の指示のもと、計画に基づいて取組を実施します。

課長会議は、計画及び進捗状況の評価・意見を行います。

表 6-1 体制の役割

体制	役割
事務局（総務課）	<ul style="list-style-type: none">取組の進捗状況の把握・進行管理温室効果ガス削減目標の達成状況の評価状況に応じた見直し
事務局（住民課）	<ul style="list-style-type: none">一般廃棄物処理に関する施策の実施
関係各課	<ul style="list-style-type: none">計画に基づく取組の実施進捗状況の報告エネルギー使用量の報告

2 点検・評価・見直し体制

本計画は、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。

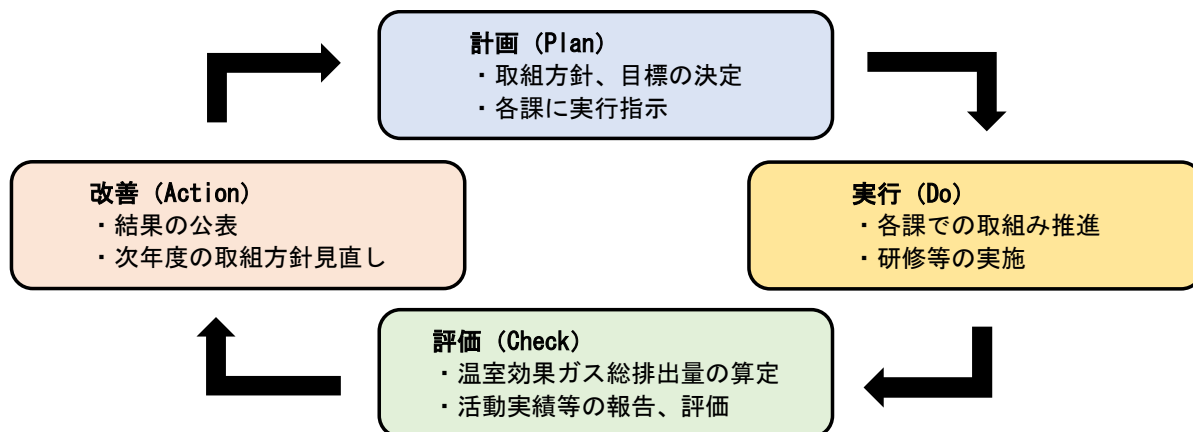


図 6-2 PDCA サイクル

3 実施状況の公表

本計画の進捗状況は、温対法第 21 条第 10 項に基づき、ホームページで毎年公表します。また、職員に省エネに関する研修会等を実施し、省エネの意識付けを行います。

資料編

用語解説

ア行

◆温室効果ガス

大気中に拡散された温室効果をもたらす物質です。とりわけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスである CO₂ や CH₄ のほか、フロン類などは人為的な活動により大気中の濃度が増加の傾向にあります。地球温暖化対策推進法では、CO₂、CH₄、N₂O に加えてハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)、六ふつ化硫黄 (SF₆)、三ふつ化窒素 (NF₃) の 7 種類が事務事業編の対象とする温室効果ガスとして定められています。

カ行

◆カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。2020 (令和 2) 年 10 月、政府は 2050 (令和 32) 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。また、地球温暖化対策推進法においても、基本理念として 2050 年までの脱炭素社会の実現が示されています。

◆京都議定書

1997 (平成 9) 年に京都で開催された気候変動枠組条約第 3 回締約国会議で採択、2005 (平成 17) 年発効した議定書です。京都議定書では、先進国の温室効果ガス排出量について、法的拘束力のある数値目標が各国ごとに設定されました。わが国は 2008 (平成 20) ~2012 (平成 24) 年 (第 1 約束期間) における温室効果ガス排出量を 1990 (平成 2) 年比で 6%削減することを義務づけました。

サ行

◆再生可能エネルギー

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律 (平成 21 年法律第 72 号) で「エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されています。これらは、資源を枯渇させずに繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる CO₂ をほとんど排出しない優れたエネルギーです。

◆政府実行計画

政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画のことです。地球温暖化対策計画において、事務事業編に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むこととされています。

タ行

◆地球温暖化対策計画

「パリ協定」や「日本の約束草案」を踏まえて、地球温暖化対策推進法第8条に基づき策定されました。この計画では、排出量の9割弱を占めるエネルギー起源CO₂のうち、地方公共団体の事務・事業に伴う排出の多くが該当する商業・サービス・事務所等の「業務その他部門」は約51%削減が目標とされています。

ハ行

◆排出係数

温室効果ガスの排出量を算定する際に用いられる係数のことです。温室効果ガスの排出量は、直接測定するのではなく、請求書や事務・事業に係る記録等で示されている「活動量」（例えば、ガソリン、電気、ガスなどの使用量）に、「排出係数」を掛けて求めます。

◆パリ協定

2015（平成27）年12月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された新たな国際的枠組みです。主要排出国を含む全ての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること等が含まれています。

英数字

◆COP（Conference of Parties：気候変動枠組条約締約国会議）

COPは、気候変動枠組条約の締約国による会議で、1995（平成7）年ドイツのベルリンでCOP1（第1回締約国会議）が開催されて以来、毎年開催されています。2015（平成17）年、パリで開催されたCOP21（パリ会議）では京都議定書にかわる2020年以降の新たな枠組みとなるパリ協定が採択されました。

◆IPCC（Intergovernmental Panel on Climate Change：気候変動に関する政府間パネル）

IPCCは、世界気象機関（WMO）及び国連環境計画（UNEP）により1988（昭和63）年に設立された政府間組織で、2022年3月時点、195の国と地域が参加しています。IPCCの目的は、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることです。世界中の科学者の協力の下、出版された文献（科学誌に掲載された論文等）に基づいて定期的に報告書を作成し、気候変動に関する最新の科学的知見の評価を提供しています。

◆SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)

SDGs は、2015 年 9 月の国連サミットにおいて採択された国際目標です。「地球上の誰一人として取り残さない」ことを理念とし、人類、地球およびそれらの繁栄のために設定された行動計画であり、17 のゴールと 169 のターゲットで構成されています。

◆ZEB (Net Zero Energy Building)

「ゼブ」と呼び、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

垂井町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

令和 6 年 3 月

発行 垂井町

編集 垂井町 総務課

〒503-2193 不破郡垂井町宮代 2957-11

TEL : (0584) 22-1151 (代)

FAX : (0584) 22-5180
